

税法実務コース

「税効果会計」

CONTENTS

テーマ1	税効果会計とは	2
	■税効果会計とはどのようなものを把握する	
テーマ2	税効果会計の対象となる税金	12
	■税効果会計の対象となる税金について把握する	
テーマ3	税効果会計適用の手順	20
	■税効果会計はどのような手順で適用するのかを把握する	
テーマ4	法定実効税率	24
	■法定実効税率の計算方法を把握する	
テーマ5	一時差異等	32
	■一時差異等はどのようなもので、どのように把握するのか	
テーマ6	繰延税金資産・負債の計上	52
	■繰延税金資産・負債はどのように計算するのか	
テーマ7	開示	70
	■貸借対照表・損益計算書の表示や注記事項を把握する	
テーマ8	ケーススタディ	78
	■ケーススタディによって重要なケースを把握する	
テーマ9	税務上の取扱い	100
	■税効果会計を適用した場合の税務上の取扱いを把握する	

■本講義・教材の内容及び関係法令書類につきましては、令和3年4月1日現在
に公表されている法令等に基づき作成しております。

1 税効果会計とは

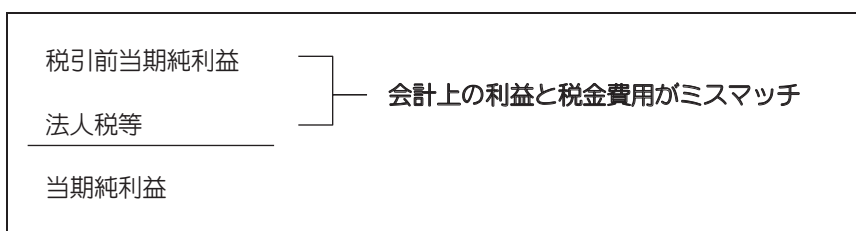
税効果会計とはどのようなものを把握する

■ 1 税効果会計とは

税効果会計とは、課税所得に対して算出される法人税等の納付税額を会計上の税引前当期純利益と合理的に期間対応させるために、法人税等（税金費用）を会計的な観点から適切に期間配分することを目的とする会計上の手続きです。

企業会計上の利益（税引前当期純利益）と税法上の課税所得とは、目的が異なるために通常一致しません。企業会計上の収益又は費用と課税所得計算上の益金又は損金の認識時期が相違する等の場合には、税引前当期純利益と税法上の課税所得に差異が生ずることになり、損益計算書上の「法人税、住民税及び事業税」が「税引前当期純利益」と期間的に対応しないこととなります。それによって、税引前当期純利益と法人税等の関係が実効税率と一致せず、決算書の利用者にとっては、理解しづらいものとなってしまいます。

そこで、税効果会計を適用することによって、税引前当期純利益と税法上の課税所得に差異がある場合に、その差異のうち一時的な差異に係る税金費用については、会計的な観点から適切に期間配分をしようというものです。



税効果会計の適用

■2 税効果会計の必要性

税効果会計が導入される以前は、当期の課税所得に基づく法人税等を、そのまま税金費用として計上していました。したがって、税引前当期純利益と課税所得に大きなかい離がある場合には、税引前当期純利益と税金費用が期間対応していないことから、決算書の利用者にとって非常にわかりずらいものとなっていました。

例えば、所得計算上多額の加算調整が生じていることによって税引前当期純利益と比べて課税所得が非常に大きくなっている場合には、多額の納付税額となって税引前当期純利益よりも大きい税金費用が計上されてしまう、などといったことも起こり得るのです。

⇒	税引前当期純利益	10,000	このような決算書もありうる！
	法人税等	12,000	
	当期純利益	△2,000	

⇒	税引前当期純利益	△10,000	このような決算書もありうる！
	法人税等	12,000	
	当期純利益	△22,000	

税効果会計が導入される前は、税務と会計の乖離があまりありませんでしたので、税効果会計の重要性は高くなかったのです。しかし、会計ビッグバンによって、金融商品会計、退職給付会計、減損会計など新しい会計基準が次々と導入されると、税務と会計の考え方が異なる場合が多くなりました。そこで、税効果会計を導入して税金費用の期間配分を行なうことが必要になったのです。

《会計ビッグバン前》

会 計	}	かい離が少ない ⇒税効果会計を適用しなくても大丈夫
税 務		

《会計ビッグバン後》

会 計	}	かい離が大きい ⇒税効果会計が必要
税 務		

テーマ1 税効果会計とは

次の具体例によって、税効果会計を適用しない場合と適用した場合について、決算書を比較して、税金負担率の違いを確認してみます。

【具体例①】

税引前当期純利益 1,000円
 確定申告法人税等 450円（中間納付はないものとします。）
 課税所得の計算上、「賞与引当金否認 500円」が加算調整されます。

(1) 税効果会計を適用しない場合（実効税率は30%と仮定します。）

【損益計算書】

（単位：円）

摘 要	金 額
税引前当期純利益	1,000
法人税、住民税及び事業税	※ 450
当期純利益	550

実効税率 30%と対応関係なし

税金負担率 45% ≠ 30%

【別表4】

↓

	当期純利益	550
加算	損金経理納税充当金	450
	賞与引当金否認	500
	所得金額	1,500

※
 ⇨ $1,500円 \times 30\% = 450円$
 (実効税率)

税効果会計の適用がない場合には、税引前当期純利益 1,000 に対して税金費用は 450 であり、税金負担率は 45% となってしまい、法定実効税率 30% を大きく超えてしまいます。これは、課税所得の計算上、賞与引当金否認 500 が利益に加算調整されているためです。

この差異に対応する税金費用は、翌期以降の税引前当期純利益にも影響するものであるため、賞与引当金否認 500 に実効税率 30% を乗じた金額 150 は、本来、税金の前払的な処理をするのが合理的と考えられます。決算書の利用者は、実効税率が 30% にもかかわらず、なぜ税金負担率が 45% になってしまうのか、疑問を持ってしまいます。

テーマ1 税効果会計とは

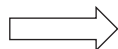
(2) 税効果会計を適用する場合（実効税率は30%と仮定します。）

【損益計算書】		(単位：円)	
摘 要	金 額		
税引前当期純利益	1,000		
法人税、住民税及び事業税	※ 450		実効税率 30%と対応関係あり 税金負担率 30% = 30%
法人税等調整額	△150	300	
当期純利益	700		

【別表4】		
当期純利益		700
加算	損金経理納税充当金	450
	賞与引当金否認	500
減算	法人税等調整額	150
所得金額		1,500

※ 1,500円 × 30% = 450円 (実効税率)

税効果：500 × 30% = 150



繰延税金資産 150 / 法人税等調整額 150

税効果会計を適用すると、賞与引当金否認 500 × 30% = 150 は、将来の税金費用を減額することが見込まれるために、繰延税金資産として貸借対照表に計上し、一方で、損益計算書では、当期の法人税等を減額する調整をします。

これによって、当期の課税所得 1,500 に対する法人税等 450 に法人税等調整額△150 が追加され、税金費用は 450 - 150 = 300 となって、税金負担率は 30% になります。これならば決算書の利用者にとってもわかりやすいものとなります。

テーマ1 税効果会計とは

【具体例②】翌事業年度

税引前当期純利益	1,000円
確定申告法人税等	150円（中間納付はないものとします。）
課税所得の計算上、「賞与引当金認容 500円」が減算調整されます。	

(1) 税効果会計を適用しない場合（実効税率は30%と仮定します。）

【損益計算書】

（単位：円）

摘 要	金 額
税引前当期純利益	1,000
法人税、住民税及び事業税	※ 150
当期純利益	850

実効税率 30%と対応関係なし

税金負担率 15% ≠ 30%

【別表4】

↓

当期純利益	850
加算 損金経理納税充当金	150
減算 賞与引当金認容	500
所得金額	500

⇒ ※ $500円 \times 30\% = 150円$
(実効税率)

翌事業年度においては、課税所得の計算上、賞与引当金の減算調整 500 が行なわれます。この場合に、税効果会計を適用しない場合は、税引前当期純利益 1,000 に対して税金費用は 150 となってしまう、税金負担率は 15% となってしまう。これは、課税所得の計算において、賞与引当金認容の減算調整 500 が行なわれているためです。決算書の利用者にとっては、この決算書も理解しがたいものとなってしまいます。

テーマ1 税効果会計とは

(2) 税効果会計を適用する場合（実効税率は30%と仮定します。）

【損益計算書】

(単位：円)

摘 要	金 額	
税引前当期純利益	1,000	
法人税、住民税及び事業税	※ 150	
法人税等調整額	150	300
当期純利益	700	

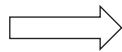
実効税率 30%と対応関係あり
税金負担率 30% = 30%

【別表4】

当期純利益		700
加算	損金経理納税充当金	150
	法人税等調整額	150
減算	賞与引当金認容	500
所得金額		500

※
⇒ 500円 × 30% = 150円
(実効税率)

税効果：500 × 30% = 150



法人税等調整額 150 / 繰延税金資産 150

税効果会計を適用すると、賞与引当金 500 に対して計上していた繰延税金資産 150 を取崩すとともに、損益計算書では、当期の法人税等を増額する調整をします。

これによって、当期の課税所得 500 に対する法人税等 150 に法人税等調整額 150 が追加され、税金費用は 150+150=300 となって、税金負担率は 30%になります。これならば、決算書の利用者にとってもわかりやすいものとなります。

テーマ1 税効果会計とは

■3 会計と税務の違い

税効果会計は、会計と税務との差異が生じる場合に必要になります。会計における「利益」と税務上の「所得」は、概念としては、いずれも「もうけ」という同じものですが、実際には計算目的が異なるために一致しません。

企業会計における利益の計算目的は、「適正な財政状態及び経営成績の把握」であるのに対して、税務上の所得金額の計算目的は、「担税力に応じた課税の公平」にあります。

企業会計の利益の計算目的	⇒ 適正な財政状態及び経営成績の把握
税務上の所得金額の計算目的	⇒ 担税力に応じた課税の公平

したがって、目的が異なれば、算出されてくる「利益」と「所得」は、金額が異なるのも当然といえます。

税務における「課税の公平」の考え方については、少しわかりづらい面があると思われれます。

例えば、固定資産の減価償却を考えた場合、Aさんはその固定資産の耐用年数を10年と見積もって減価償却をしたとします。一方で、Bさんはその固定資産の耐用年数を5年と見積もって減価償却したとします。同じ固定資産でありながら、AさんとBさんでは、見積もった耐用年数が異なるため、計算される減価償却費も異なってしまいます。この場合、AさんよりもBさんの方が減価償却費が多く計算されます。その結果、同じ実態でありながら、AさんよりBさんの方が「利益」が少なくなり、納付する法人税等は少なくなります。これでは、公平とはいえません。同じ実態であるならば、同じ税負担となるように調整する必要があります。

そこで税務では、減価償却については、償却限度額という上限を定めて、その範囲内で会社が計上した減価償却費を認めることにしているのです。仮に、税務上の償却限度額がAさんの算出した減価償却費と同じ金額だとすると、Bさんが計上した減価償却費のうち、償却限度額を超える金額は損金不算入となり、AさんとBさんの「所得金額」は同額となって、税負担も同じになります。

このように、税務では益金や損金に関して様々な決まりごとを設けて、課税の公平を図ろうとしています。

■4 所得計算の概要

税務上の課税所得は、会社が算出した企業利益を出発点にして、それに税務上の加算調整・減算調整を加えて算出します。この計算は、税務申告書「別表4」において行ないます。

税務上の課税所得計算は、税引後の当期純利益（損益計算書の最終値）を出発点にして行なう一方で、税効果会計では「税引前」当期純利益に対する税金負担を考えていきますので、課税所得計算は、「税引前」当期純利益を出発点にして所得金額を考えていきます。どちらを出発点にしても所得金額は同じになります。

(別表4での課税所得計算)

当 期 純 利 益		〇〇〇	←税引後の当期純利益からスタート
加	××××	〇〇〇	
算	××××	〇〇〇	
減	××××	〇〇〇	
算	××××	〇〇〇	
所 得 金 額		〇〇〇	

(税効果会計における課税所得計算)

税 引 前 当 期 純 利 益		△△△	←税引前の当期純利益からスタート
加	××××	〇〇〇	
算	××××	〇〇〇	
減	××××	〇〇〇	
算	××××	〇〇〇	
所 得 金 額		〇〇〇	→どちらで計算しても課税所得は同額

テーマ1 税効果会計とは

会計ビッグバン以降、「評価損の計上」や「引当金の繰入」といった税法では認められない費用の計上などが増えています。税務では課税の公平の考え方の下、評価損の損金算入に制限をおいていたり、費用については債務確定基準によって認識するため原則として引当金の計上を認めないなど、会計と税務の考え方にズレが生じるケースが増えています。税効果会計の対象となる一時差異が多くなっています。

実際の課税所得計算の中で発生してくる調整項目のうち、主なものとして次のものがあります。

(主な調整項目)

貸倒引当金	税務上の繰入限度額を超える金額は、損金の額に算入されません。
退職給付引当金	税務では退職給付引当金の計上は認められません。原則として退職金支給時の損金になります。
賞与引当金	税務では賞与引当金の計上は認められません。原則として支給時の損金になります。
未払金・未払費用	未払い計上された費用のうち、債務確定基準を満たさないものは損金の額に算入されません。
有価証券評価損	税務上の一定要件を満たす場合を除いて、損金の額に算入されません。
棚卸資産評価損	税務上の一定要件を満たす場合を除いて、損金の額に算入されません。(いわゆる低価法を採用している場合を除きます。)
減価償却費	税務上の償却限度額を超える金額は損金の額には算入されません。
事業税、事業所税	申告時の損金となります。未払計上した時点では損金になりません。
資産除去債務	税務では資産除去債務の計上は認められません。債務確定時の損金になります。
交際費	資本金の区分に応じて、一定の金額が損金の額に算入されません。
寄附金	損金算入限度額を超える寄附金は損金不算入となります。ただし、公共性・公益性の高い寄附金には特例があります。
役員報酬	役員に対する給与については、税務上の要件を満たさない場合、損金不算入となります。
延滞税、加算税等	罰則的な意味で課される税は損金の額に算入されません。
受取配当金	受取配当金は、原則として益金の額に算入されません。